

「寺院振興金庫貸付申請書」記載の注意事項（開教拠点の設置）

寺院振興金庫設置規程第4条に基づき、将来若しくは新たに、一般寺院または宗教法人たる教会を設置しようとする場合に貸付制度を利用することが出来る。

- 申請者 当該拠点を設置しようとする教師たるもの
- 貸付額 1口100万円 30口以下
- 貸付期間 20年以内
- 貸付利息 貸付金額に、貸付年度当初の4月1日現在の、日本銀行が定めた公定歩合（基準割引率および基準貸付利率）に、0.5%を加算した数を乗じた額
- 返済方法 元利均等返済方式<貸付総額並びに返済年数により算出>
- 延滞利息 貸付利率に10%を加えて、日割計算による
- 特記事項 特別な事由があると認められた場合、貸付当初の1年間返済を据え置くことができる
- 貸付申請書添付書類
 - ① 履歴書
 - ② 開教活動計画書
 - ③ 開教活動現地の状況調査書
 - ④ 開教活動に際しての抱負
 - ⑤ 基本財産状況並びに資金計画書
 - ⑥ 前年度の決算書及び当該年度の予算書（新たに活動を開始する場合は初年度予算書を提出）
 - ⑦ 寺院の場合は責任役員会議事録[議決書]並びに門徒総代同意書、非法人教会の場合は門徒総代同意書及び議決機関のある場合は該機関の議事録
 - ⑧ 連帯保証書（成人2人以上）
 - ⑨ その他必要な書類
 - 申請者の戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書（申請者が寺院の場合は、法人の登記簿謄本[代表者証明]・法人の印鑑登録証明書）
 - 申請者の前年度所得を証する書類[所得証明書又は源泉徴収票]（寺院の場合は不要）
 - 申請者の預金残高証明書（寺院の場合は不要）
 - 申請者の健康診断書（寺院の場合は不要）
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書・住民票（上記⑧の署名・押印者全員のもの）
 - 連帯保証人の前年度所得を証する書類[所得証明書又は源泉徴収票]（寺院の場合は不要）
 - 当該土地並びに建物の登記簿謄本・売買契約書
 - 建物を建築した場合は、建築請負契約書・建築図面[平面・立面図]
 - 現地、建物、荘厳など概況を説明できる写真
 - 金融機関等からの借入がある場合は、金銭貸借契約書
 - 借換に伴う金融機関等よりの弁済金受領書（受渡終了後、提出）
 - 開教拠点設置予算収支明細書
 - 誓約書
 - ※上記各契約書は写しを提出のこと。尚、未契約の場合は見積書を提出し、契約後、契約書（写）を提出すること

以上